

食品偽装表示の防止に向けて 警察・国との連携を強化します

全国初



昨年は、一年を表わす漢字に「偽」が選ばれました。

食品の産地や期限表示等の偽装表示事案が相次いで判明し、食品表示に対する消費者の信頼が損なわれ、社会的問題となりました。

本県も二件の偽装表示事案が発生し、県民の皆さんや県議会から、罰則の強化を求める意見をいただきました。

そこで、今回、**全国初**の取り組みとして、**県、県警及び佐賀農政事務所**の三者で、食品の偽装表示に対する取り締まりを連携強化していきます。

全国初

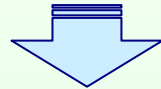


JAS法に基づく調査から罰則までの流れ

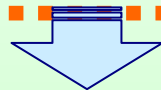
偽装情報(食品表示110番)



立入検査(又は任意調査)

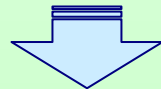


指示・公表
(是正の指示、業者名の公表)



指示に従わなければ

命令
(指示に従うよう命令・公表)



命令に従わなければ

罰則 (個人 : 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)
(法人 : 1億円以下の罰金)

業者に対する指導権限

県 : 県域業者
国 : 広域業者

県の権限はここまで

以下は国の専権事項

県・県警・国の三者における連携強化とは

食品表示の適正化に向けて、昨日(3月31日)、**県**、**佐賀県警**及び**佐賀農政事務所**の三者で連携強化に関する申し合わせを行い、今年度から、次の取組を行うこととしました。



意見交換会の実施（情報の共有）
相互の連絡体制の強化

今後は、警察と食品の偽装表示事案に関する情報を共有し、積極的に告発を行うなど、偽装表示の取締を強化します。

連携強化（申し合わせ）の具体的な内容

意見交換会の実施

構成

佐賀県 …… 暮らしの安全安心課長

佐賀県警 …… 生活環境課長

佐賀農政事務所 …… 消費・安全部長、表示・規格課長、安全管理課長

内容

一般的な情報についての意見交換

個別事案についての意見交換

開催

随時（三者の内、いずれかが必要と認めるとき）

相互の連絡体制の強化

佐賀県、佐賀県警及び佐賀農政事務所に連絡責任者を配置する

連絡責任者は、発生する個別事案等について、必要に応じて情報交換を行う等連携を図る